

日本原燃株式会社
再処理事業所(廃棄物管理施設)
平成30年度第2回保安検査報告書

平成30年11月
原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要	1
(1) 保安検査実施期間	1
(2) 保安検査実施者	1
2. 保安検査内容	1
(1) 基本検査項目	1
(2) 追加検査項目	1
3. 保安検査結果	1
(1) 総合評価	1
(2) 検査結果	3
(3) 違反事項	12
4. 特記事項	12

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成30年8月22日(水)
至 平成30年9月19日(水)

(2) 保安検査実施者

六ヶ所原子力規制事務所

原子力保安検査官 服部 弘美
原子力保安検査官 上野 賢一
原子力保安検査官 山中 弘之 他

核燃料施設等監視部門

原子力保安検査官 木原 圭一
検査補助者 大場 敏充

2. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査及び関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、検査期間中に実施する運転管理状況の聴取、廃棄物管理施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

① 事業者対応方針等の履行の実施状況

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「事業者対応方針等の履行の実施状況」を基本検査項目として選定し、立入り、物件検査及び関係者への質問により、検査を実施した。

基本検査の結果、「事業者対応方針等の履行の実施状況」については、平成29年度第2回保安検査等で確認された「再処理施設 非常用電源建屋非常用ディーゼル発電機 B 補機室への雨水浸入事象^A」、「JAEA 大洗内部被ばく事故^Bに対する水平展開不足」等の問題に対する、日本原燃株式会社の対応方針(以下「事業者対応方針」という。)並びにこれまでの保安検査等での指摘事項等に対する対応の状況として以下を確認した。

「平成29年度第2回保安検査(再処理施設)における指摘事項に係る事業者対応方針

A 平成29年8月13日の安全上重要な施設である第2非常用ディーゼル発電機の燃料油配管が敷設されている配管ピットに溜っていた雨水が、当該配管ピットから壁貫通部を通して非常用電源建屋非常用ディーゼル発電機 B 補機室に浸入した事象。

B 平成29年6月6日国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター(北地区)燃料研究棟において発生した核燃料物質の飛散による作業員の汚染等に係る事故。

「C」(以下「対応方針1」という。)については、再処理事業部が保守管理に係る対策の廃棄物管理施設を含む再処理工場の全設備を管理下に置くための活動を、STEP1、STEP2及びSTEP3に区分し、段階的に実施していることを確認した。

廃棄物管理施設における STEP1の活動においては、ウォークダウン^Dにより、設備の把握、設備の状態確認、高所等で現場確認できなかった設備の確認方法の検討が終了したこと、また、これらの活動中に発見された「管理区域系給気加熱コイル室コイルおさえ板の劣化」等の不適合等は CAP 会合へ報告後、不適合処理等が行われていること、代替確認の実施において、安全上重要な設備(安重設備)は完了したものの、セル内等で立ち入りが困難な部屋の非安重設備は今後実施する予定であることを確認した。

STEP2の活動においては、貯蔵管理課が巡視・点検やパトロールの手順を継続的に改善していること、STEP1で健全性が確認できなかった設備について、高所カメラ等により追加現場把握を行っていることを確認した。

「JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開の問題点への事業者対応方針^E」(以下「対応方針3」という。)について、安全・品質本部は、各事業部の専門的知識を有するメンバーで構成された特別な体制^Fのもと、「JAEA 大洗の内部被ばく事故を踏まえた全社水平展開」に係る実施計画書(以下「大洗事故水平展開実施計画書」という。)に基づき、水平展開の必要性を調査し、その結果から必要な改善を行う等の活動を行っていること、全社水平展開委員会において、各事業部の水平展開に係る改善事項の実施状況等を確認し、委員より再処理事業部の人員編成については全社の事務局と調整すること等、必要な助言を行っていることを確認した。

再処理事業部においては、平成30年度第1回保安検査での指摘を踏まえ、特別な体制^G下での活動を振り返り、特別な体制下のあるべき姿とのギャップを埋めるための改善として、リスク抽出に係る業務の計画が不明確であったこと、特別な体制において技術的に取りまとめる部門が不足していたこと等を原因とし、リスク抽出の業務の計画を明確に定めること、技術的に取りまとめる部署を定めること等を対策として策定したことを確認した。

「全社としての改善の取り組みの強化^H」(以下「対応方針4」という。)については、事業者が「自らが気づき速やかな対策に繋ぐことができない」こと及び「事実を正確に説明できない」ことの対策として、チェック責任者による活動等を継続的に実施していることを確認した。各事業

C 平成29年度第2回保安検査における再処理施設非常用電源建屋非常用ディーゼル発電機 B 補機室への雨水浸入事象を踏まえた指摘に係る保守管理や巡視・点検等の対応方針。

D 現場において、手順に従って設備等の現状調査を行うこと。

E 平成29年度第2回保安検査における全社としての JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開が十分でないこと等の指摘に係る対応方針。なお、日本原燃株式会社が策定した事業者対応方針資料2については、再処理施設は直接の対象となっていない。

F 大洗事故のような重大な事象が発生した場合は、経営層の参画に加え、リスクの抽出の観点から各事業部の専門的知識を有するメンバーが参画した「JAEA 大洗の内部被ばく事故を踏まえた全社水平展開委員会」(以下「全社水平展開委員会」という。)等での活動。

G 事業者対応方針資料3において、再処理事業部の検討体制の明確化、強化として、「大洗事故のような重大な事象が発生した場合は、事業部幹部が参画し、リスクの抽出の観点から専門的知識を有するメンバーを参画させる体制を構築するとともに、事業部内の実施体制を明確にする。」としている。

H 今回の一連の問題に共通する課題と考えられる、「自らが気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」、「事実を正確に把握し、説明できない」という問題について、全社の活動を取りまとめた対応方針。

部の保安上重要な活動をチェックするために設置された「全社監視チーム」は、事業者対応方針に係る活動全般について、現場確認や会議体への参画等により監視し、各事業部に対して必要な提言を行う等、チェック機能としての活動を継続して行っていることを確認した。

平成30年度第1回保安検査での「対応方針3を策定する原因となった問題点に対する根本原因分析ができていない」との指摘及び安全・品質改革委員会での「背後要因の深掘りが不十分なため、もっと詳細に分析すること」という意見を踏まえ、根本原因分析チームは対応方針3の安全・品質本部に関する根本原因分析を再度実施したことを確認した。さらに根本原因分析チームは安全・品質改革委員会からの意見を受け、安全・品質本部、再処理事業部、濃縮事業部で個々に実施した根本原因分析結果を基に、対応方針3全体の根本原因分析結果を取りまとめる計画であること、安全・品質改革委員会の事務局は、安全・品質改革委員会の運営マニュアルを改正し、安全・品質改革委員会での審議項目について、冒頭に論点を確認する運用としたことを確認した。

再処理事業部におけるチェック責任者の活動については、人事異動のため新たなチェック責任者が任命され、前任者から業務の引継を行ったこと、現場管理職とチェック責任者との意見交換を行ったこと、チェック結果を定期的に再処理事業部長、安全・品質本部長に報告していることを確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、廃棄物管理施設の運転管理状況の聴取、施設の巡視等を行った結果、保安規定に抵触する事項は認められなかった。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動に関し、保安規定に抵触する事項はなかったものの、事業者は、事業者対応方針等に基づく改善活動に継続して取り組んでいることから、今後の改善状況、事業者対応方針等の履行の実施状況について、保安検査等において引き続き確認する。

(2) 検査結果

1) 基本検査項目

① 事業者対応方針等の履行の実施状況

「再処理施設 非常用電源建屋非常用ディーゼル発電機 B 補機室への雨水浸入事象」、「JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開不足」等の問題に係る事業者対応方針の実施状況について、物件検査及び関係者への質問により検査した。

a. 対応方針1の対策の実施状況

対応方針1は、再処理施設の非常用電源建屋(以下「GA 建屋」という。)の燃料油配管壁貫通部からの雨水浸入事象を踏まえ、保守管理や巡視・点検等の不備について、廃棄物管理施設を含む再処理工場の全設備を管理下に置くための活動等の対策を定めており、この対策の実施状況を検査した。検査結果は以下のとおり。

(a) 保守管理に係る対策

廃棄物管理施設を含む再処理工場の全設備を管理下に置くための活動については、「再処理工場の全設備を管理下に置くための全体計画書」（以下「保守管理全体計画書」という。）に基づき、STEP1、STEP2及びSTEP3に区分^Iし、段階的に実施すること、ステップ毎に個別計画書を策定し、具体的な作業手順、力量、体制等を定めることを保守管理全体計画書等により確認した。また、人事異動に伴う活動体制の見直し及びSTEP1の活動報告予定を平成30年9月から同年12月とする等の工程の見直しを行い、保守管理全体計画書を変更し設備管理会議で審議したことを保守管理全体計画書等により確認した。

○STEP1の活動状況

廃棄物管理施設のSTEP1の活動状況について、以下の事項をウォークダウンの記録等により確認した。

- ・STEP1の活動においては、ウォークダウンにより、設備の把握、設備の状態確認、高所等で現場確認できなかった設備の確認方法の検討が終了したこと、また、これらの活動中に発見された「管理区域系給気加熱コイル室コイルおさえ板の劣化」等の不適合等はCAP会合へ報告後、不適合処理等が実施されていること、代替確認の実施については、安全上重要な設備（以下「安重設備」という。）については完了したものの、セル内等で立ち入りが困難な部屋の非安重設備においては、今後実施する予定であること。
- ・保守管理計画の有無の確認については、安重設備については終了し、非安重設備については、現在実施していること。

○STEP1の活動状況の検証

保守管理全体計画書で定めた設備保全部の検証チームは、屋内の安重設備を含む部屋・エリアにおける設備及び屋外の安重設備が設置されているエリアを対象に、「ウォークダウン結果の検証ガイド」に基づき、検証し、設備リストをデータクレンジング^Jにより修正すること等の提言を行ったこと、貯蔵管理課は検証チームによる提言を受け、設備リストの記載漏れや誤り等について、設備リストのデータクレンジングを実施中であることを「STEP1の検証提言に対する現場再確認（屋外最優先エリア分）」等により確認した。

屋外や屋内の非安重設備の検証については、設備保全部の検証チームが検証を完了し、検証結果を取りまとめ、今後、設備保全会議に対し検証結果に基づく提言を行う予定であることを「現場ウォークダウンの検証報告書（非安重屋内、非安重屋外）」等により確認した。

I STEP1：設備を全て把握し、設備の状態を確認するとともに保守管理計画があるかどうかを確認すること。

STEP2：設備を適切に維持・管理する観点で保守管理計画が適切なものになっているか再確認すること。

STEP3：全設備に対する保守管理計画を策定し、設備の保全を継続的に維持・管理すること。

J データベースに保存されているデータの中から、重複や誤り等を探し出し、削除や修正、正規化などを行い、データの品質を高めること。

○STEP2の活動

再処理事業部は、STEP2の活動(STEP2-1巡視・点検、パトロールの追加、STEP2-2追加現場把握、STEP2-3-1保全マトリックス等の作成、STEP2-3-2保守管理計画の適切性確認)については、「管理下におく設備に対する維持・管理の再確認の実施計画」、「STEP2-2追加現場把握ガイド」等の実施計画書を策定し、実施していることを実施計画書等により確認した。

STEP2-1巡視・点検、パトロールの追加については、貯蔵管理課がウォークダウン実施の際に得られた物の見方等の知見を「再処理事業部 巡視・点検細則(廃棄物管理施設)」、「ガラス固化施設部 貯蔵管理課 機械設備パトロール実施マニュアル」(以下「パトロール実施マニュアル」という。)に反映したこと、今後も継続的に改善していくことをパトロール実施マニュアル等により確認した。また、貯蔵管理課の自主的な巡視・点検方法を定めた「再処理事業部 ユーティリティ設備等管理・記録マニュアル(廃棄物管理施設)」についても、今後、同様の改善を実施すること、パトロール実施マニュアルにおいては、安全上重要な設備でないものの、廃棄物管理施設として重要なものはパトロール対象として明確にする等必要な改善を行うことを関係者より聴取した。

STEP2-2追加現場把握については、STEP2の実施事務局がウォークダウンにて目視確認ができてなかった高所等の設備を対象に、高所カメラ等による現場確認のためのガイドを策定し、追加現場把握の実施責任者に対して、平成30年7月に机上教育を行い、現場トライアルを実施した後、廃棄物貯蔵課が同年8月21日より追加現場把握を開始し、同年11月29日終了予定であることを「STEP2-2追加現場把握ガイド」等により確認した。

追加現場把握の実施状況を確認したところ、廃棄物管理施設 W0151室の高所に設置されたダクトが追加現場把握の対象とされていないことが判明した。事業者は、これを踏まえ、今回の事象を振り返り、高所に設置されたダクト等の設備が、確実に追加現場把握の対象となるよう、再処理事業部として必要な改善を行う旨を関係者より聴取した。

(b) 雨水流入に係る委員会指示文書関連

雨水流入に係る委員会指示文書^K(以下「指示文書」という。)を受けた貫通部の再調査については、廃棄物管理施設が指示の対象外であるものの、事業者は自主的に指示文書を受けた貫通部の再調査から得られた知見を反映し、調査の対象範囲や対象手順を明確にした「再処理工場 雨水流入に関する貫通部再調査計画書(カテゴリ2)」(以下「調査計画書(カテゴリ2)」という。)に基づき、

K 平成28年11月16日に原子力規制委員会より発出された、北陸電力株式会社志賀原子力発電所2号炉の雨水浸入事象を踏まえた指示文書。

再調査を実施していることを調査計画書(カテゴリ2)等により確認した。

貫通部の再調査は、調査計画書(カテゴリ2)に基づき実施し、ガラス固化体受入れ建屋(以下「EB 建屋」という。)58箇所、ガラス固化体貯蔵建屋(以下、「EB2建屋」という。)13箇所の貫通部に対し、平成30年9月4日現在 EB 建屋38箇所、EB2建屋13箇所の調査を終了したこと、貫通部の再調査において発見された軽微なモルタルの亀裂等については、CAP 会合への報告及び不適合処理票が起票がされていることを不適合処理票等により確認した。

(c) リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行に欠けていたことを再認識し、自らの悪さを見出す活動

「リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行に欠けていたことの再認識及び自らの悪さを見出す活動の実施計画書」に基づき、原子力発電所幹部経験者(濃縮事業部長)との意見交換会を平成30年6月15日に実施し、その後、意見交換会アンケートを実施し、この結果を取りまとめ、今後のディスカッションのテーマ等に反映する予定であることを議事録等により確認した。

(d) 現状の問題点を踏まえた今後の対応

保安活動への取組ができていないことについての要因の抽出、再発防止対策の実施については、事業者対応方針に基づく計画で対応するもの、不適合管理の中で対応するもの等に分類して実施していく方針を策定したことを「保全活動への取り組みができていないことへの対応(できていないことリスト)の今後の管理についての方針書について」等により確認した。

b. 対応方針3の対策の実施状況

対応方針3には、平成29年度第2回保安検査(加工施設、廃棄物埋設施設、再処理施設及び廃棄物管理施設)における JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開に係る指摘に対し、安全・品質本部における全社的な水平展開体制の構築、再処理事業部における訓練の強化等の対策について定められており、この対策の実施状況を検査した。検査結果は以下のとおり。

(a) 安全・品質本部の活動状況

平成29年度第4回保安検査において、各事業部の専門的知識を有するメンバーで構成された特別な体制のもと、大洗事故水平展開実施計画書に基づき活動していること、全社水平展開委員会において、各事業部の追加改善事項の実施状況等を確認し、必要な指示をしていることを全社水平展開委員会議事録等により確認した。

大洗事故に対する水平展開については、低レベル廃棄物処理建屋での汚染事象において確認された不適合の項目を踏まえ、追加すべき視点が無いか再評価し、その結果について水平展開委員会で審議する予定であること、水平展開

委員会の事務局は、各事業部の活動のフォローが不十分であったことから、今後、管理表にて活動状況を管理、フォローしていくことを全社水平展開委員会議事録等により確認した。

平成30年7月の品質・保安会議において、安全・品質本部から以下の活動報告が実施され、承認されたことを「JAEA 大洗の内部被ばく事故を踏まえた全社水平展開」に係る実施報告書(中間報告その2)」等により確認した。

- ・ 調査項目1～3において、短期改善事項30項目、長期改善事項14項目の改善を必要とする事項を抽出し、短期改善事項については25項目が終了。残りの5項目については、設備の配備等に時間を要しており、継続実施中であること、中長期改善事項については、14項目のうち、4項目が終了し、10項目について対応中であること。
- ・ 調査項目4では、各事業部で取り扱う核燃料物質、化学物質を対象に、施設の特徴を踏まえリスクの抽出を行い、これらのリスクに対応する改善事項については、各事業部が改善計画書等に基づき対応中であること。

安全・品質本部は、各事業部の専門的知識を有するメンバーで構成された特別な体制の活動について、専門家がその能力をいかす議論ができたかどうか等、今回の活動を振り返り、特別な体制の活動のあるべき姿を明確にするとともに、大洗事故のような重大な事象が発生した場合の体制の活動に係る必要な改善を行うことを関係者より聴取した。

(b) 再処理事業部の活動状況

○再処理事業部の検討体制の明確化、強化

平成30年度第1回保安検査で、特別な体制下において作業員の被災を想定していなかったこと自体の原因の特定や再発防止策をとらずに調査項目を抽出したこと等、不適切な事例が確認されたことから、特別な体制下での活動を振り返り、特別な体制下のあるべき姿とのギャップを埋めるための改善を行うよう指摘した。この指摘に対し、リスク抽出に係る業務の計画が不明確であったこと、特別な体制において技術的に取りまとめる部門が不足していたこと等を原因とし、リスク抽出の業務の計画を明確に定めること、技術的に取りまとめる部署を定めること等を対策として策定したこと、また、事業部幹部が出席する事業者対応方針の進捗を確認するフォローアップ会議で、実施状況を確認していくことを「フォローアップ会議 議事録」等により確認した。

JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開の問題点についての根本原因分析チームが根本原因分析を実施し、除染訓練を計画に基づいて実施していたが、核燃料物質の被災訓練は計画していなかったこと等を要因として分析し、再処理事業部は作業員の被災を想定した訓練を計画的に実施すること等を再処理事業部に対し提言したことを「根本原因分析の分析報告書 件名:JAEA 大洗内部被ばく事故の深掘り不足に対する根本原因分析の未実施について」

等により確認した。また、対応方針3には水平展開の問題点として、調査範囲の設定及び対応の適時性がないことが挙げられているが、根本原因分析では適時性がないことについては確認されなかったとしていることを確認した。この点について、関係者へ聴取したところ、事業者は適時性がないことを含めて根本原因分析を再度実施するとした。

○再処理事業部の訓練の強化

防災管理部が定めた「再処理事業部 非常時等の措置に係る中長期訓練計画」に基づく年度訓練計画(2018年度)に基づき、貯蔵管理課が単独で実施する訓練として、非放射性液体の漏えい対応訓練、危険物対応訓練、化学物質単独の被災を想定した訓練を計画していることを訓練計画等により確認した。

化学物質による被災を想定した訓練については、防錆・潤滑剤による両眼被災、吸入を想定し、平成30年9月5日に主任、副長による訓練トライアルを実施し、今後、関係課員、協力会社の委託社員を対象に実施していく計画であることを「2018年度 廃棄物管理施設 化学物質被災時対応訓練 実施計画書」等により確認した。

○再処理事業部の資機材の維持管理等の改善

廃棄物管理課は、月に1回、「化学物質被災時対応資機材 健全性確認操作手順書」に基づき、シャワー設備や洗顔設備の健全性を確認していることを「廃棄物管理施設 化学物質被災時対応資材 点検シート」(以下「点検シート」という。)等により確認した。

平成30年6月、7月、8月の点検シートを確認したところ、シャワー設備の温水設備が使用不可(冷水は使用可)となっており、この理由を確認したところ、これは温水供給ライン(銅管)にピンホールが発生し、退域室の天井より水が滴下していたため、現在、温水供給ラインを隔離中であること、温水供給ラインの総点検を行い、同年9月末には修理を完了する予定であることを不適合処理票等により確認した。

c. 対応方針4の対策の実施状況

対応方針4には、全社の活動として、今回の一連の問題に共通する課題と考えられる「自らが気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」ことの対策、「事実を正確に把握し、説明できない」ことの対策、全社におけるチェック機能の強化等について定められており、この対策の実施状況を検査した。検査結果は以下のとおり。

(a) 安全・品質本部の活動状況

平成30年度第1回保安検査において、根本原因分析チームは対応方針3で策定した対策が機能しなかったことに対して分析を行っていたことから、安全・品質

本部に対して、適切な分析となるよう改善するとともに、管理された状態で実施すること、また、安全・品質改革委員会は、対応方針3を策定する原因となった問題点に対する根本原因分析を実施していないことに対して認識がなかったことから、目的に沿って適切な審議を行うことが行えるよう、必要な改善を図るよう「気付き事項」として指摘した。

根本原因分析チームは、平成30年度第1回保安検査での指摘及び安全・品質改革委員会での「背後要因の深掘りが不十分なため、もっと詳細に分析すること」という意見を踏まえ、対応方針3の安全・品質本部に関する根本原因分析を再度実施し、平成30年6月13日の安全・品質改革委員会に報告したが、委員から再処理事業部、濃縮事業部の根本原因分析結果も考慮すること等の意見があった。安全・品質本部長は委員の意見を反映し、安全・品質本部、再処理事業部、濃縮事業部の根本原因分析結果を根本原因分析チームにて取りまとめ、原因を抽出する旨を安全・品質改革委員会に報告したことを議事録等により確認した。これらについて、安全・品質本部が「根本原因分析活動計画書（件名：JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開の問題点）」（以下「大洗水平展開計画書」という。）に反映したこと、根本原因分析チームが大洗水平展開計画書に基づき、根本原因分析活動を実施していることを大洗水平展開計画書等により確認した。

安全・品質改革委員会は、対応方針3を策定する原因となった問題点に対する根本原因分析を実施していないことに対して、根本原因分析を実施することとなった経緯を明確にせず、分析の中身と結果に対する議論に時間をかけていたことが主な原因であり、今後、安全・品質改革委員会での議論の冒頭に論点を確認（実施することに至った背景・経緯も確認）する運用としたこと、安全・品質改革委員会の事務局である経営企画本部企画部は安全・品質改革委員会資料に「背景、経緯」、「論点、目的」が明記されていることを確認する旨を「安全・品質改革促進グループ 運営マニュアル」へ記載したことを議事録等により確認した。

「自らが気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」こと及び「事実を正確に把握し、説明できない」ことの対策に係る活動について、安全・品質本部は全体計画書等^Lに基づき、継続して活動していることを確認した。

セルフチェックの強化については、安全・品質本部長が、各事業部のチェック責任者と月に1回程度面談し、その結果を安全・品質改革委員会に報告していること、濃縮事業部及び再処理事業部のチェック責任者が変更になったことを受け、安全・品質本部長が新任者と面談し、前任者からの引き継ぎ状況の確認を実施し、問題ないことを確認していることを議事録等により確認した。

L 「平成29年度第2回保安検査等の指摘を踏まえた、全社としての改善の取り組みの強化（セルフチェックの強化、保安上重要な約束事項、指摘事項等の管理強化）」に係る全体計画書及び「安全・品質本部に係る「セルフチェックの強化、保安上重要な約束事項、指摘事項等の管理強化」に関する実施計画書」

CAP の運用改善については、事業者対応方針に基づく改善を行い活動しているほか、平成32年度から導入される予定の新検査制度を見据えて、発生防止に着眼点を置いた新しいCAPシステムを平成30年10月から導入できるよう、「新CAPシステム導入に係る活動計画書」を策定し、新CAPシステムに係る基本規程の制定、教育の実施を計画していることを議事録等により確認した。

自ら気づき、改善していく体質改善については、体質改善実施計画書^Mに基づき、安全・品質本部幹部と事業部課長級との意見交換を実施し、自ら気付く活動の妨げとなっている「業務の優先順位」や「方針管理の徹底」等、4つの課題を抽出した。安全・品質本部は、これらの課題について、課題毎に既に実施している対策内容やその実施部門を整理し、実施部門が実施状況のフォローアップを実施していくとした対応方針を取りまとめ、安全・品質改革委員会に報告したことを「安全・品質本部と事業部管理職とのディスカッション結果を踏まえた今後の対応について」等により確認した。さらに、安全・品質本部は年度末の実施状況を安全・改革委員会へ報告するとしたことを関係者より聴取した。

平成29年度の協力企業への訪問及びアンケート調査結果において得られた課題等については、各事業部が事実確認を行い、CAPに登録して必要な対応を行っていること、安全・品質本部は平成30年度は平成29年度と同じ企業を対象として訪問し、平成29年度のアンケート調査の結果から得られた課題に対する対応状況を報告するとともに、昨年から変わったと感じる点等について確認する予定であることをアンケート調査結果の報告等により確認した。

マネジメントオブザベーション^N(以下「MO」という。)に係る活動としては、各部門の管理職を対象として、社外講師による机上教育及び経験者によるコーチングを継続して実施していることをMO教育スケジュール等により確認した。

全社におけるチェック機能の強化のため、各事業部の保安上重要な活動をチェックするために設置された「全社監視チーム」は、事業者対応方針に係る活動全般について、現場確認や会議体への参画等により監視し、チェック機能の強化の活動を継続して行っていること、安全・品質改革委員会に活動状況及び各事業部に対して必要な提言を行っていること、各事業部は全社監視チームからの提言を気付き事項としてCAPに登録して管理、対応していることを議事録等により確認した。

(b) 再処理事業部の活動状況

「自らが気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」ことの対策としては、「セルフチェックの強化、保安上重要な約束事項、指摘事項等の管理強化」に係る実施計画書、「保安上重要な約束事項・指摘事項等の管理強化」に係る対応

M 「自らの気づきを高めるための改善につなげる取り組み」に係る実施計画書(安全・品質本部 実施事項)。

N 管理的職位にある社員が、業務や現場の状況(作業実施状況など)を準備段階から完了後の振り返りまでに亘る全工程について、じっくり観察することにより、目標となるふるまいとの差を確認し、改善の手助けとなるような気づき点を提供し、現場の改善につなげる活動。

計画書(運営管理部)」等の実施計画書に基づき活動していることを確認した。

チェック責任者の活動については、人事異動のため新たなチェック責任者が任命され、前任者から業務の引継ぎを行ったこと、現場管理職とチェック責任者との意見交換を行ったこと、チェックの結果を定期的に再処理事業部長及び安全・品質本部長に報告していることを「セルフチェックに係る指示等について(第16回)」等により確認した。また、再処理事業部長への意見具申を積極的に行うこと等のチェック責任者に対する期待事項が安全・品質本部長より示されていることを「チェック責任者への期待事項」等により確認した。

MOについては、各部署で1か月に4回の頻度で実施することとしてMOを行っていること、経験者によるコーチングを受けていることを「コーチ・ザ・コーチ評価シート」等により確認した。

d. これまでの保安検査等での指摘事項等に対する対応の状況

日本原燃株式会社は平成29年2月28日に報告徴収命令に基づく報告書を原子力規制庁に提出し、この報告書の是正措置計画に基づき活動している。その是正措置の有効性や継続性等について、評価をしていることから、この評価のプロセスについて、以下の内容であることを安全・品質改革委員会議事録等により確認した。

- ・ 評価方針において、評価対象部署を安全・品質本部、監査室、人事部及び安全・品質改革委員会(企画部)(以下「各室・部」という。)と定め、評価の視点は「報告徴収命令に関する是正処置等が継続(定着)しており、活動の狙いに対し改善が進んでいるか。」としていること、安全・品質本部、監査室はこの視点に加え、「報告徴収命令に至った問題に対して改善が進んでいるか。」を評価の視点としていること、安全・品質改革委員会の評価の視点は「設置の目的に照らし、改善が進んでいるか。」としていること。
- ・ 各室・部の「自己評価結果」について、安全・品質改革委員会による審議、了承がされたこと、安全・品質改革検証委員会の確認チーム(全て外部の人員で構成。)は事業者が定めた評価の視点に基づき、評価されていることをインタビュー及びエビデンスにより確認したこと。
- ・ 今後、各室・部は、確認チームからの「確認結果」を反映して安全・品質改革委員会での審議及び安全・品質改革検証委員会で議論する予定であること。

以上のことから、当該検査項目については、継続して事業者対応方針等に基づく改善活動に取り組んでいることから、今後の改善状況について、保安検査等において引き続き確認する。

以上のことから、本検査項目については、保安規定に抵触する事項は認められなかった。

2)追加検査項目
なし

(3)違反事項
なし

4. 特記事項
なし

(別添1)

保安検査日程(1/4)

月 日	8月22日(水)	8月23日(木)	8月24日(金)	8月27日(月)	8月28日(火)
午 前	●初回会議※1 ●運転管理状況の聴取	●運転管理状況の聴取	●運転管理状況の聴取	●運転管理状況の聴取	●運転管理状況の聴取
	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※1	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※1	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※2	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※2	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※2
午 後	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※1	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※1	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※2	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※2	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※2
	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議
勤務時間外					

○:基本検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等

※1:日本原燃(株)再処理事業所(再処理施設)、濃縮・埋設事業所(加工施設、廃棄物埋設施設)の保安検査と合同で実施。

※2:日本原燃(株)再処理事業所(再処理施設)の保安検査と合同で実施。

保安検査日程(2/4)

月 日	8月29日(水)	8月30日(木)	8月31日(金)	9月3日(月)	9月4日(火)
午 前	●運転管理状況の聴取 ●廃棄物管理施設の巡視	●運転管理状況の聴取	●運転管理状況の聴取	●運転管理状況の聴取	●運転管理状況の聴取 ●廃棄物管理施設の巡視
	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※2	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※2	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※2	日本原燃(株)再処理事業所(廃棄物管理施設)以外の保安検査を実施	
午 後	◎「事業者対応方針等の履行」の実施状況※2	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※1			
	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議		
勤務時間外					

○:基本検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等

※1:日本原燃(株)再処理事業所(再処理施設)、濃縮・埋設事業所(加工施設、廃棄物埋設施設)の保安検査と合同で実施。

※2:日本原燃(株)再処理事業所(再処理施設)の保安検査と合同で実施。

保安検査日程(3/4)

月 日	9月5日(水)	9月6日(木)	9月7日(金)	9月10日(月)	9月11日(火)
午 前	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転管理状況の聴取 ● 廃棄物管理施設の巡視 	● 運転管理状況の聴取	● 運転管理状況の聴取	● 運転管理状況の聴取	● 運転管理状況の聴取
午 後	日本原燃(株)再処理事業所(廃棄物管理施設)以外の保安検査を実施	◎ 事業者対応方針等の履行の実施状況	◎ 事業者対応方針等の履行の実施状況		日本原燃(株)再処理事業所(廃棄物管理施設)以外の保安検査を実施
勤務時間外		◎ 事業者対応方針等の履行の実施状況	◎ 事業者対応方針等の履行の実施状況	◎ 事業者対応方針等の履行の実施状況 ※2	
		<ul style="list-style-type: none"> ● チーム会議 ● まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ● チーム会議 ● まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ● チーム会議 ● まとめ会議 	

○: 基本検査項目、◆: 追加検査項目、◎: 保安検査実施方針に基づく検査項目、◇: 抜き打ち検査項目、●: 会議/記録確認/巡視等

※1: 日本原燃(株)再処理事業所(再処理施設)、濃縮・埋設事業所(加工施設、廃棄物埋設施設)の保安検査と合同で実施。

※2: 日本原燃(株)再処理事業所(再処理施設)の保安検査と合同で実施。

保安検査日程(4/4)

月 日	9月12日(水)	9月13日(木)	9月14日(金)	9月18日(火)	9月19日(水)
午 前	●運転管理状況の聴取	●運転管理状況の聴取	●運転管理状況の聴取	●運転管理状況の聴取	●運転管理状況の聴取
	日本原燃(株)再処理事業所(廃棄物管理施設)以外の保安検査を実施			◎事業者対応方針等の履行の実施状況 ※2	
午 後			◎事業者対応方針等の履行の実施状況 ※1		
			●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議※1
勤務 時間外					

○:基本検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等

※1:日本原燃(株)再処理事業所(再処理施設)、濃縮・埋設事業所(加工施設、廃棄物埋設施設)の保安検査と合同で実施。

※2:日本原燃(株)再処理事業所(再処理施設)の保安検査と合同で実施。